

平 26. 2. 28
マ D 3 - 1

税制調査会 (マインバー・税務執行 D G ③)

[税理士の視点から見た番号制度]

平成 26 年 2 月 28 日 (金)

税制調査会 特別委員

(日本税理士会連合会 調査研究部長)

上西 左大信

目次

I 税務面、社会保障分野における利用・効果

1. 税務面(国税・地方税)での効果
2. 保有資産の把握の現状
3. 保有資産ごとの検討

II マイ・ポータル^oの活用

1. e-Taxの利用状況
2. 添付省略制度
3. 電子的提出先の一元化

III 医療分野における利用の可能性

IV 法人番号の活用

V 適正な申告に向けた取組みと今後のあり方

I 税務面、社会保障分野における利用・効果

1. 税務面(国税・地方税)での効果

国税

- (1) 番号制度の導入により、法定調書の名寄せや納税申告書との突合がより効率的かつ正確に実施できるようになるため、法定調書により把握が可能な所得について、その把握の正確性が向上することが見込まれる。
- (2) 転居や改姓した場合でも、番号により正確な名寄せが可能となる。

地方税

- (1) 地方税分野では、確定申告書や住民税申告書の情報、給与支払報告書等の資料情報や、市区町村の有する住民情報等を、番号をキーとして名寄せ・突合でき、納税者の所得情報をよりの確かつ効率的に把握することが可能となる。
- (2) 国税当局から提供される法定調書に個人番号が付され、申告情報との名寄せが容易になることで、申告された所得情報の確認、未申告者の洗い出しが効率的かつ的確に行われる。

I 税務面、社会保障分野における利用・効果

2. 保有資産の把握の現状

■ 国税

- ①不動産、金融資産、動産は、法定調書による把握の対象外となっている。
- ②「財産及び債務の明細書」と「国外財産調書制度」がある。

■ 社会保障分野における例

①生活保護制度

生活保護の決定実施のため、預貯金、保険、不動産等の資産を調査する。

⇒福祉事務所職員のマンパワーによって資産を把握する運用を行っている。

②求職者支援制度

給付金の支給に際し、金融資産、土地・建物の所有に関する要件がある。

⇒受給申請者の自己申告に基づく運用を行っている。

■ 相続税申告の手続等

①不動産(土地・建物)

固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧・写しの入手、法務局での登記の確認

②預貯金

金融機関の残高証明・顧客元帳の写しの入手

I 税務面、社会保障分野での利用・効果

3. 保有資産ごとの検討

付番対象	付番によるメリット	検討課題
(1) 土地・建物(登記)	全国に分散する土地・建物の把握により、相続税申告の際の利便性は向上する。 ※実務は、固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧・写しの入手で把握しているが、完全でない。	①死亡者に占める申告割合(現在4.1%、平成27年以降で6%台後半の見込み)をどう評価するか。 ②相続が未登記のもの(遡及して付番するコスト)、共有名義(持分ごとに付番する必要性)をどう取り扱うか。
(2) 土地・家屋・償却資産(固定資産税)	①複数の自治体で保有する土地・家屋の把握により、相続税申告の際の利便性は向上する。 ②社会保障給付の面においては、有効と考えられる。(上記(1)検討課題②の問題は残る。)	償却資産への付番は、法人による申告が大半であること、個人は事業者であること等を踏まえて、社会保障分野における、事務の効率化、給付の公平、コストの観点から検討すべきである。
(3) 預貯金	付番の利便性は高い。 ※相続税申告の実務は、金融機関の残高証明・顧客元帳の写しの入手で把握しているが、完全でない。	預貯金への付番は、休眠口座への取扱い等を検討すべきである。
(4) 上場株式等	特定口座を活用すると利便性は高い。	

I 税務面、社会保障分野における利用・効果

◆保有資産の把握についての論点

- 相続税申告 …「課税の公平」と「コスト」とのバランスをどうとるか
- 社会 保 障 …「負担と給付の公平」と「コスト」とのバランスをどうとるか

総括

- ①相続税申告・社会保障分野のいずれにおいても、保有資産を把握することは重要である。
- ②利便性・課税の公平・社会保障給付の公平のほか、社会的コストと実現可能性を個々に検証する必要性がある。

◆法定調書(補足)

- 範囲・金額水準の見直しが必要(拡充が基本であるが、縮減も検討)
- 行政指導・実地調査の段階で、任意の支払調書等の提出制度を検討

Ⅱ マイ・ポータル[○]の活用

マイ・ポータル(情報提供等記録開示システム)の設置について

政府は、法律施行後1年を目途として、情報提供等記録開示システム(マイ・ポータル[○])を設置する(番号法附則第6条第5項)。

1. e-Taxの利用状況(平成24年度におけるe-Taxの利用状況等)

所得税の申告件数:12,086,447件(前年対比+3.0%)、ICT活用率:65.9%(前年対比+3.7ポイント)

区分		年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	前年対比
所得稅申告	利用件数		11,275,142件	11,729,278件	12,086,447件	103.0%
	ICT活用率		57.6%	62.2%	65.9%	+3.7ポイント
消費税申告(個人)	利用件数		673,427件	676,345件	668,794件	98.9%
	ICT活用率		51.6%	56.4%	58.9%	+2.5ポイント
合計	利用件数		11,948,569件	12,405,623件	12,755,241件	102.8%
	ICT活用率		57.3%	61.9%	65.5%	+3.6ポイント

(注) ICT活用率とは、所得税申告及び消費税申告(個人)の総申告件数のうち、自宅等でインターネット環境を利用して申告書を作成した件数(書面提出分を含む。)の割合。

出典:平成24年度におけるe-Taxの利用状況等について(概要)(平25.11国税庁)

Ⅱ マイ・ポータルを活用

2. 添付書類の省略(国税・社会保障)

(1) 国税

第三者作成書類の添付省略制度

- e-Taxを利用して所得税の確定申告書を提出する場合、記載内容を入力して送信することにより、税務署への提出又は提示を省略することができる。
- 原則として法定申告期限から5年間保存する。
- 内容の確認のため、税務署等が書類の提示又は提出を求めることがある。
- 納税者が不対応の場合は、添付又は提示がなかったものとして取り扱われる。

(2) 社会保障

- ①所得証明書等の添付省略(国民年金保険料の免除、高額療養費の決定等)
- ②住民票の添付省略(未支給年金の請求、児童扶養手当の支給申請等)

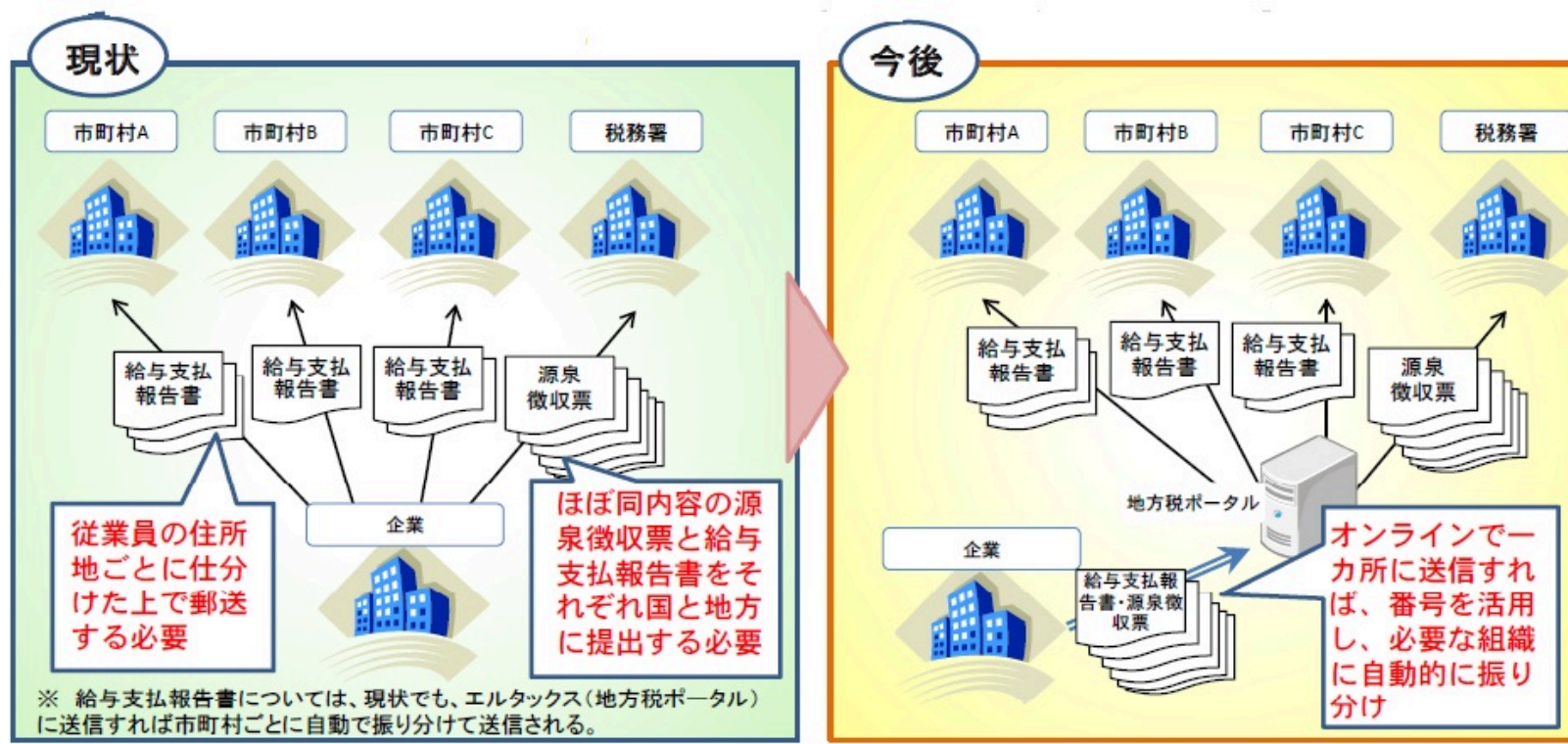
【現在、添付省略となっている第三者作成書類】

- ①給与所得者の特定支出の控除の特例に係る支出の証明書
- ②個人の外国税額控除に係る証明書
- ③雑損控除の証明書
- ④医療費の領収書
- ⑤社会保険料控除の証明書
- ⑥小規模企業共済等掛金控除の証明書
- ⑦生命保険料控除の証明書
- ⑧地震保険料控除の証明書
- ⑨寄附金控除の証明書
- ⑩勤労学生控除の証明書
- ⑪給与所得の源泉徴収票
- ⑫退職所得の源泉徴収票
- ⑬公的年金等の源泉徴収票
- ⑭オープン型の証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- ⑮配当等とみなされる金額の支払通知書
- ⑯上場株式配当等の支払通知書
- ⑰住宅借入金等特別控除に係る借入金年末残高証明書(適用2年目以降のもの)
- ⑱バリアフリー改修特別控除に係る借入金年末残高証明書(適用2年目以降のもの)
- ⑲省エネ改修特別控除に係る借入金年末残高証明書(適用2年目以降のもの)
- ⑳特定口座年間取引報告書
- ㉑政党等寄附金特別控除の証明書
- ㉒認定NPO法人寄附金特別控除の証明書
- ㉓公益社団法人等寄附金特別控除の証明書
- ㉔特定震災指定寄附金特別控除の証明書

Ⅱ マイ・ポータルを活用

3. 源泉徴収票と給与支払報告書の電子的提出先の一元化

- 企業は従業員の給与に係る源泉徴収票と給与支払報告書を税務署と従業員住所地の市町村にそれぞれ仕分けた上で郵送している。
- 源泉徴収票と給与支払報告書はほぼ同内容であることから、一種類の様式をエルタックス（地方税ポータル）に送信すれば、番号を活用して必要な提出先に自動的に振り分けて提出されるようにすることで、企業の事務負担を軽減する。



出典：税制調査会（マイナンバー・税務執行DG①）国税庁説明資料（平25.11.8）

Ⅱ マイ・ポータルを活用

総括

◆e-Taxとの連携について

- ①現行の電子申告の仕組み・メッセージボックスの機能は維持すべきである
- ②現行の電子申告(e-Tax・eLTAX)の位置付けの明確化が必要
- ③現行のメッセージボックスとマイ・ポータルとの関係及び情報連携の有無の明確化が必要

◆源泉徴収票と給与支払報告書の提出先の一元化について

- ①自動振り分け後の住民税課の事務負担軽減の視点も必要
- ②【現行】市区町村は全件、税務署は一定額以上

提出先	名 称	対 象 者 ・ 対 象 金 額
市区町村	給与支払報告書	アルバイト・パート、役員等を含むすべての従業員 給与支払額の多少にかかわらず提出
税務署	源泉徴収票	法人の役員 150万円超の者について提出
		一般の従業員 500万円超の者について提出



課税の公平性の観点から、活用する資料情報の範囲の見直しが必要

Ⅲ 医療分野における利用の可能性

1. 医療費控除と番号制度

(1) 所得税法第73条(要旨)

自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を支払った場合において、その医療費の金額(保険金等による補てん額を除く。)の合計額が総所得金額等の5%相当額(10万円超の場合には、10万円)を超えるときは、その超過額(上限200万円)を、総所得金額等から控除する。

医療費とは、医師又は歯科医師による診療又は治療、それらに必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必要であると認められるものとして政令で定めるものをいう。

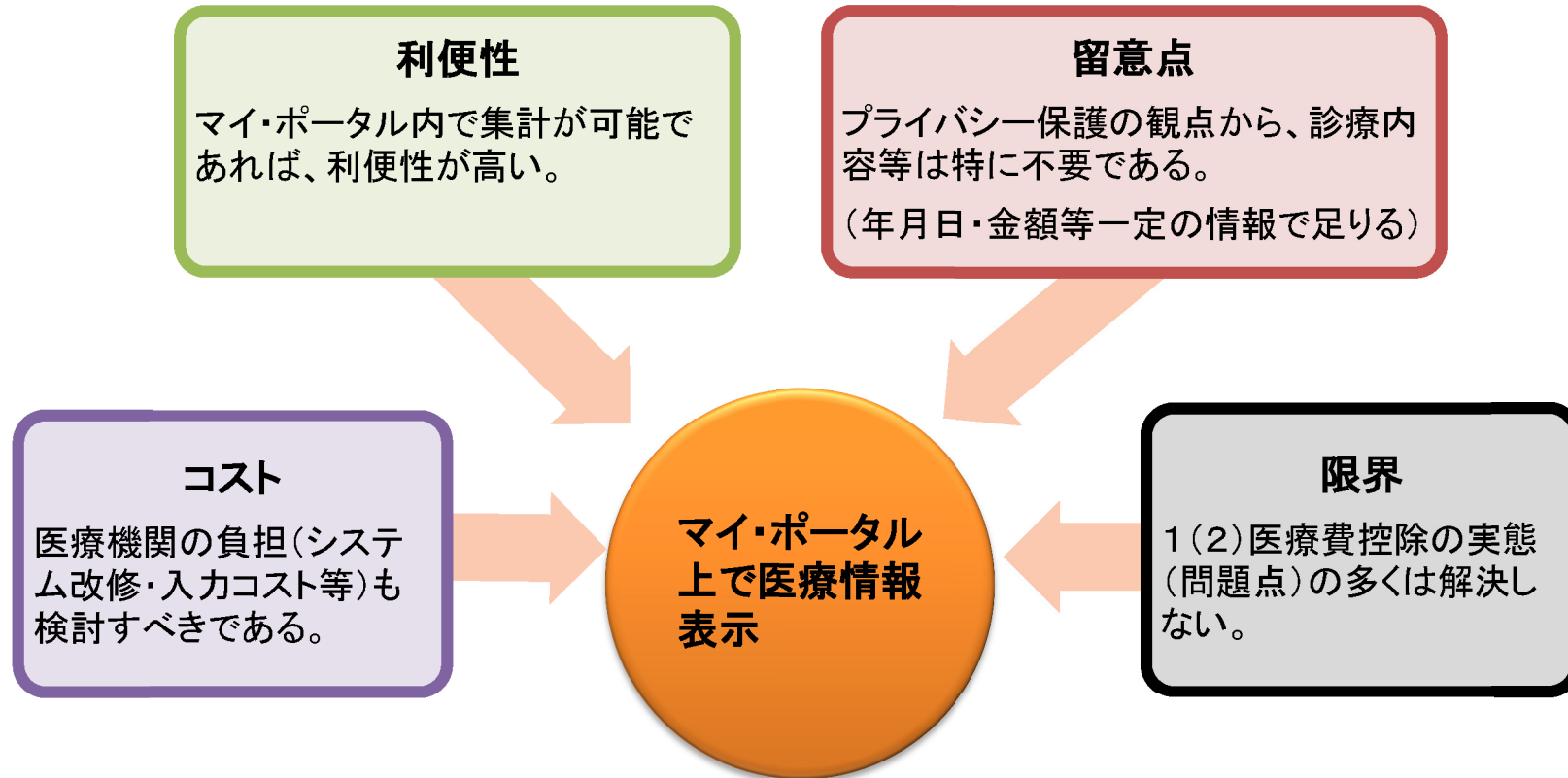
(2) 医療費控除の実態

問題点

- 支出した費用の医療費への該当・非該当の区分(判断)が伴う。
- 同一費用であっても該当・非該当の区分(「おむつ使用証明書」、薬局での医薬品の購入、介護保険制度下での居宅サービス、タクシー代等)が必要である。
- 「同一生計親族」分が対象である(本人分だけではない。)
- 集計に時間を要する(全国的には膨大な時間コストを要している。)
- 税務署において一定のチェックが必要である。
- 所得控除であるので、高所得者に有利な制度である。

Ⅲ 医療分野における利用の可能性

(3) マイ・ポータル上での医療費情報の表示等



(4) 医療費控除制度のあり方

- 医療費控除制度と番号制度をリンクさせると見直し(廃止を含む。)が困難となる懸念
- 医療費控除制度の見直しを含め、高額療養費制度等の他の制度の拡充・代替も検討

Ⅲ 医療分野における利用の可能性

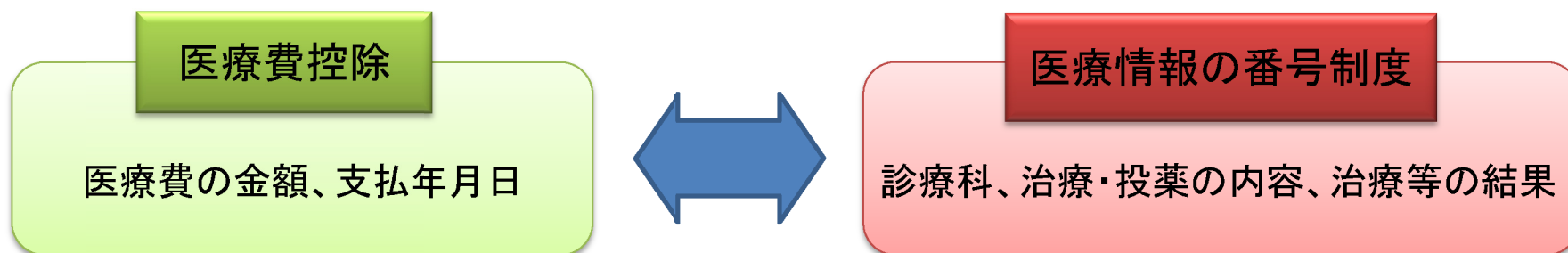
2. 医療情報の番号制度

「日本再興戦略」(平成25年6月14日)

○医療情報の利活用推進と番号制度導入

地域で行われている医療情報連携ネットワークの全国への普及・展開を進め、医療情報の利活用と保護を図るため必要な措置を講ずるなど環境整備を行う。また、個人一人ひとりが自分の医療・健康データを利活用できる環境を整備・促進し、適正な情報の活用により適切な健康産業の振興につなげるべく検討を進め、国民的理解を得た上で、医療情報の番号制度の導入を図る。このため、まずはデータやシステム仕様の標準化、ガイドライン作成等の運用ルールの検討等の環境整備を行う。

医療費控除額と医療情報をマイ・ポータルで表示することは別次元



- ・番号制度と「医療情報の番号制度」の関係について整理が必要
- ・医療情報を連携する利便性とリスクについて国民の理解(国民への説明)が前提
- ・番号制度に関する日税連の主張(後述)を参照(長期の検討課題)

IV 法人番号の活用

1. 番号制度における法人番号

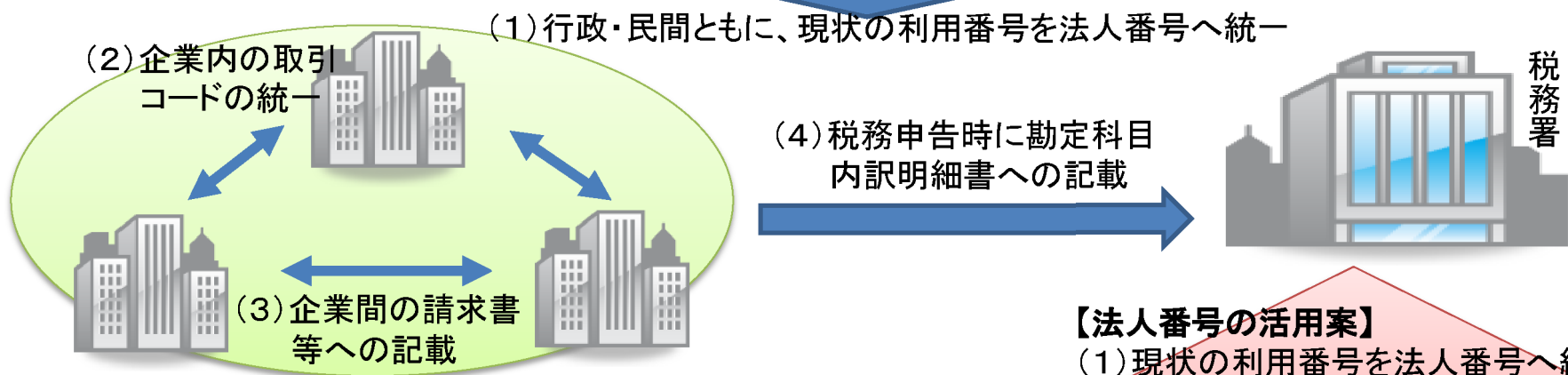
基本3情報(①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地、③法人番号)の検索、閲覧可能なサービスがホームページ等で提供



基本3情報
 ①商号又は名称、
 ②本店又は主たる事務所の所在地、
 ③法人番号
 の検索、閲覧可能

2. 法人番号の活用案

	行政	民間
法人を識別するための番号の利用状況(現状)	財務省(輸出入申告、入出港届)、厚生労働省(労働保険番号、雇用保険適用事業者番号、社会保険事業所整理記号・事業所番号、輸出入者番号)、経済産業省(工業所有権関連)、法務省(商業・法人登記)、金融庁(生命保険・損害保険関係)、農林水産省(荷受人番号)等	信用調査会社(帝国データバンク、東京商工リサーチ等)、EDINETコード、標準企業コード、金融機関コード等



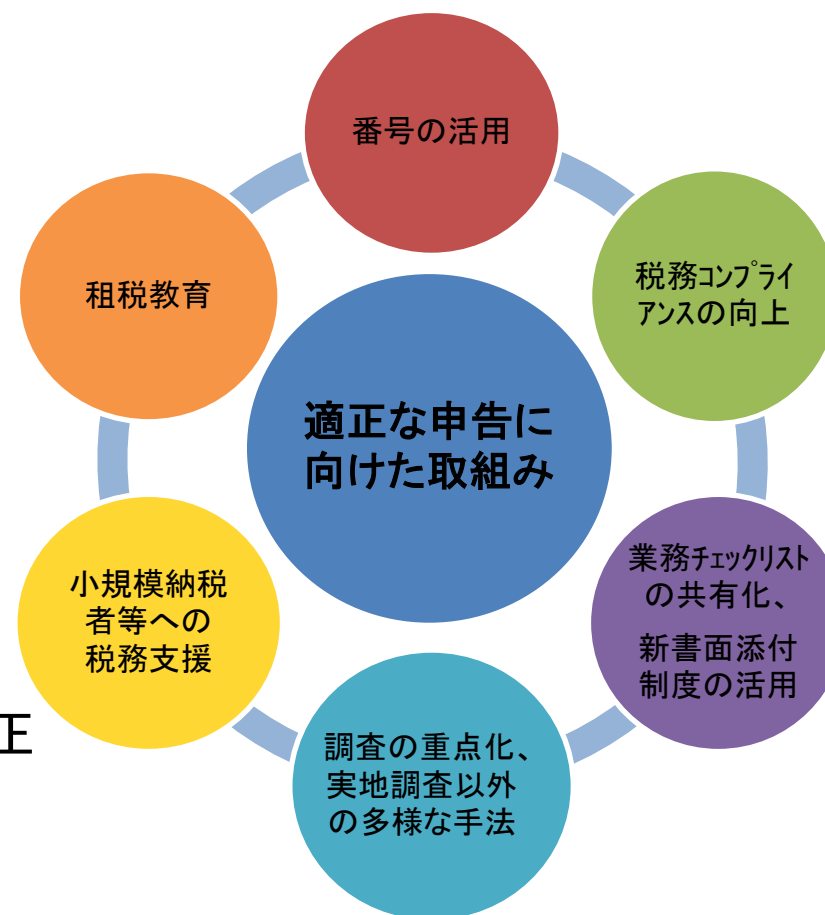
【法人番号の活用案】
 (1) 現状の利用番号を法人番号へ統一
 (2) 企業内の取引コードの統一
 (3) 企業間の請求書等への記載
 (4) 税務申告時に勘定科目内訳明細書への記載

3. 検討項目

- 支店・営業所への付番の必要性(分割法人の申告等)
- 個人事業者の取扱い(法人との競争確保 vs プライバシー保護) 等

V 適正な申告に向けた取組みと今後のあり方

1. 番号(個人番号・法人番号)の活用
2. 税務コンプライアンスの向上
 - (1)大企業 FTA、日本版SOX等
 - (2)中小企業 「自主点検チェックシート」(全国法人会総連合作成・日本税理士会連合会監修)等
3. 税務調査前
 - (1)業務チェックリストの共有化
 - (2)新書面添付制度と今後の活用
4. 税務調査
 - (1)調査の重点化
 - (2)実地調査以外の多様な手法
 - (3)実調率の低下への懸念
5. 小規模納税者等への税務支援
6. 租税教育 等



➡ 上記の施策を組み合わせていることが、適正申告の向上につながる。

(参考) 番号制度に関する日税連の主張(抄)

「平成26年度・税制改正に関する建議書」(平成25年6月26日)

■ 社会保障・税一体改革の必要性

個人所得課税における所得再分配機能の強化を図りつつ、番号制度の導入により社会保障給付をより効率的に運用し、給付を真に必要とする者に重点的に行うことにより対処することを検討すべきである。

■ 番号制度

社会保障・税番号制度は、申告に必要な納税者情報の取得や税理士用電子証明書(日税連 ICカード)などの運用及び電子申請に係る代理送信について早急に明らかにすべきであり、特にマイ・ポータルと e-Tax 及び eLTAX とが将来的に連携できるよう検討する必要がある。

利用範囲については、社会保障分野(現金給付のみ)、税務分野及び災害対策分野の範囲とすることで、発生する問題点を検証・解決しながら、時間をかけて制度を熟成させる必要がある。したがって、当分の間、社会保障分野、税務分野及び災害対策分野の限定的な利用とすべきであり、法人番号についての民間利用は慎重に対応すべきである。

将来において、行政分野の効率化と納税者の利便性の向上に資する観点から、個人番号の利用範囲の拡大が検討される際には、個人情報保護に十分に配慮する必要がある。特に、個人番号の民間利用については、広くヒアリングが行われるなど慎重に検討されるべきである。

情報保護をめぐっては権利侵害等、セキュリティ問題などさまざまなトラブルが予想されることから、運用3年後を目途に情報保護委員会の整備体制等について検証し公表すべきである。

社会保障・税番号制度は、所得の捕捉に一定の効果が期待されるものの、決して万能なものではない。社会保障・税番号制度は、わが国の租税申告の理念である申告納税制度を補完すべきものとして活用すべきである。